

令和 8 年度

保全維持管理業務委託仕様書

和歌山市企業局 維持管理課

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、保全維持管理業務委託（以下「委託業務」という。）について定めるものである。

## 第2章 保全維持管理業務

### (業務の目的)

第2条 和歌山市企業局（以下「甲」という。）が管理する送配給水管及び水道施設等、保全維持に必要な修繕及び改善業務を行うことにより、市民の安心、安全を確保することを目的とする。

### (業務内容)

第3条 委託業務は、甲が管理する仕切弁ボックス及び消火栓ボックス、空気弁ボックス等ボックス類の積替え及び高さ調整を基本業務とするが、その他として、甲が管理する送配給水管及び水道施設等の修繕、改善等維持管理上必要と甲が判断した漏水を伴わない保全業務並びに施設整備等である。

また、委託業務中に漏水を発見した場合は甲に報告し、甲の指示を受けて対応をするものとする。

### (勤務日)

第4条 勤務日については、委託業務を計画的に実施するため、受注者（以下「乙」という。）は、甲担当者の指示を受けて対応するものとする。

### (勤務時間)

第5条 勤務時間については、土木工事標準積算基準書に基づき、8時00分から17時00分（休憩1時間）までとする。

### (割増手当)

第6条 委託業務は、土木工事標準積算基準書公共工事設計労務単価を参考に、通常の作業時間帯（6時から20時）で積算しているため、夜間の作業時間帯（20時から6時）に委託業務を遂行する場合、契約金額を時間単価に換算し、1.5を乗じて得た額とする。また、通常の作業時間帯（6時から20時）の勤務時間外に本業務を遂行する場合は契約金額を時間単価に換算し、1.25を乗じて得た額とする。

### (労務体制及び機械器具)

第7条 委託業務の体制は、土木一般世話役、特殊運転手、一般運転手、普通作業員、配管工、交通誘導警備員Aとし、適切に業務を履行できること。

- (1) 土木一般世話役 1人
- (2) 特殊運転手 1人
- (3) 一般運転手 1人
- (4) 普通作業員 1人
- (5) 配管工 1人
- (6) 交通誘導警備員A 1人

2 建設機械は、次のとおりとし、常時使用できるものであること。

- (1) バックホウ 1台
- (2) ダンプトラック 2トン積 2台
- (3) 小型トラック 1台
- (4) 縦型ランマ 1基
- (5) 振動コンパクタ 1基
- (6) 設計書に記載している建設機械 1式
- (7) その他、ボックス類積替え及び高さ調整に必要な道具含む  
(材料及び機材等に係る費用)

第8条 材料及び機材等に係る費用は次のとおりとする。

- (1) ボックス類など委託業務に必要な材料については甲が支給するものとし、甲の指定する場所（和歌山市福島163番地 福島資材倉庫）で材料を受け取り業務場所へ向かうこと。また、特殊な材料等については、乙が見積徴収し甲担当者の了解を得て準備する。全ての材料費については、甲の負担とする。
- (2) 埋戻しに必要な骨材、石材及びアスファルトコンクリート等の材料費、建設発生土及び建設廃棄物等の処分費については、甲の負担とする。
- (3) 第7条に関する費用については、すべて乙の負担とする。
- (4) 甲担当者の指示により、仕様書及び設計書に記載のない建設機械等を使用する場合の費用については、甲の負担とする。

(交通誘導警備員の増員)

第9条 通常体制には交通誘導警備員Aを1人計上しているが、現場状況に応じ交通誘導警備員A若しくは交通誘導警備員Bを増員した場合は、和歌山県土木整備部発刊土木工事標準積算基準書公共工事設計労務単価表に定めた単価に、消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した額を甲が負担する。

(責任者)

第10条 乙は、契約後直ちに給水装置工事主任技術者の資格を持った責任者を選任し、甲に担当技術者届を提出すること。

(施工方法)

第11条 仕切弁ボックス及び消火栓ボックス、空気弁ボックス等ボックス類の積替え及び高さ調整などの施工方法は次のとおりとする。

- (1) 埋め戻しは、砂・碎石で埋め戻しを行い、タンパ及び振動コンパクタ等使用し、十分転圧締め固め不陸が生じないよう施工すること。
- (2) 作業中は、土砂等が崩れないよう十分に土留を行い、矢板等が必要な箇所においては乙で確保し、安全管理上問題が生じないように施工すること。
- (3) 本復旧は、道路管理者の道路占用許可条件（舗装構成）に従い必要厚さを施工すること。ただし、甲が認める場合や、夜間等アスファルト合材が使用出来ない場合は、仮復旧し、後日本復旧すること。
- (4) 区画線が設置されている路面を掘削した場合は、スプレー及び接着テープ等で仮復旧し、道路管理者及び所轄警察署の交通制限を妨げないようにすること。また、後日速やかに区画線を設置し本復旧すること。

2 路面復旧の施工方法は次のとおりとする。

- (1) 和歌山県土木工事共通仕様書第1編第3章の一般舗装工及び第6編第2章の舗装に準じるもの。
- (2) アスファルト舗装の施工管理基準は、和歌山県土木工事施工管理基準の舗装工事関係に準じ、出来高管理基準及び規格値もそれに準じるもの。
- (3) アスファルト舗装の品質管理及び規格値は、和歌山県土木工事施工管理基準に準じるもの。
- (4) 道路管理者から工種等について指示があった場合は、道路管理者の指示に従い施工すること。

3 漏水修繕の施工方法は次のとおりとする。

- (1) 漏水修繕を行う場合は、給水装置工事施行基準に準拠し、施工すること。  
(付近住民の同意)

第12条 委託業務着手前に、付近住民に声掛け及びビラ等でお知らせし、付近住民から苦情の無いよう委託業務を遂行すること。また、苦情等あった場合は、乙の責任で速やかに対応すること。

(写真及び作業報告)

第13条 現場写真は、委託業務着手前から完了後に撮影したものを紙ベース各1部とPDFデータを提出すること、必ず工事箇所を明示のうえ撮影すること。なお、これに要する費用は、乙の負担とする。また、委託業務終了後、業務内容を甲に報告し、業務日誌は翌月速やかに提出すること。

(地下埋設協議及び道路掘削許可等)

第14条 乙は、道路掘削に必要となる地下埋設協議及び各関係機関との協議、申請に必要な図面、写真等を作成し、道路管理者の指示に従い申請し、許可を得てから本業務に着手すること。但し、和歌山市道の掘削申請に関しては、甲が準備し許可を得ることとする。

(道路使用許可申請書)

第15条 乙は、委託業務に必要な道路使用許可申請書を所轄警察署に提出し、許可を得てから委託業務を遂行すること。また、それに伴う全ての費用を乙が負担すること。

(別途請求)

第16条 別途請求とは、委託業務に使用した埋戻し材（骨材、石材及びアスファルトコンクリート等）の費用、建設発生土及び建設廃棄物等の処分費、甲が用意できない特殊な材料費等、甲が乙に指示したすべての費用について、乙が甲に別途請求書を提出し甲が支払うこととする。なお、単価については和歌山県土木工事標準積算基準書（単価・損料等）を参考にする。

(衛生管理)

第17条 乙は、衛生管理について関係法規を遵守し、公衆に迷惑を及ぼさないよう注意すること。関係法規に規定されていない事項についても、甲の要求があれば必要な手続きの上、先に甲の承認を受け、適正な措置を講じること。特に本業務は、水道施設等の保全のために修繕及び改善するものであるから、甲の指示に従って衛生管理に十分注意すること。

(完成図書の提出)

第18条 乙は、委託業務が完了した翌月、速やかに完成図書を甲に提出すること。

- 1 完了報告書
- 2 現場写真
- 3 各処分伝票
- 4 各購入材料の明細書、納品書、請求書
- 5 弁栓台帳（甲が指示した場合のみ）
- 6 警備日報（交通誘導警備員伝票）
- 7 業務月報・業務工程表
- 8 その他、甲が支払いに必要と認めた書類

(見積設計書)

第19条 見積設計書は、1日平均仕切弁ボックス2箇所積替えを想定し建設機械損料及び燃料費を設計計上している。（想定寸法は、縦1.5m 横1.5m 掘削深1.0m 既設アスファルト舗装厚5cm）但し、委託業務に関しては1日2箇所とは限らない  
(秘密の保持)

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。  
(補則)

第21条 この仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて  
甲乙協議して定める。

以上

見積用

## 保全維持管理業務委託 実施設計書

---

参考資料

本資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有するものではない。

和歌山市 水道工務部

## 積 算 情 報

設 計 書 番 号	26-01-03-0008-0		設 計 者 名	
出 張 所 名	和歌山市 水道工務部			
適 用 単 価	一般土木		施 工 地 区	和歌山
週 休 2 日 棚 正 の 基 準 日	2026年 1月16日			
歩 掛 適 用 年 月	2026年 1月16日			
単 価 適 用 年 月	2026年 1月16日			
適用単価 地 区	生 コ ン	和歌山／小型2 t		
	合 材	和歌山／小型2 t		
	石 材	和歌山／2 t		
	港 湾 石 材			
	燃 料			
適 用 工 種	開削工事及び小口径推進工事			

積算時想定工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日)
-----------	--------------------

## 工事概要一覧表

事業種別	工事箇所	水系・路河川名	橋梁名等

費　　目	本工事費	保全維持管理業務委託

工 事 概 要	No	当　初	変　更
	1	保全維持管理業務 1式	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

# 諸経費情報

	I C T 補正	しない
	週休2日制の補正	しない
共通仮設費	主たる工種	
	施工地域補正	市街地
現場環境改善費	計上の有無	しない
	市街地補正	市街地
現場管理費	施工地域補正	市街地
	緊急工事補正	しない
工期延長等に伴う現場維持費	計上の有無	しない
	施工地域補正	市街地
	工期延長等日数	0日
	延長期間最終日の基準年月	2026/03
一般管理費等	前払金割合による補正	3 5 %を超えるもの もしくは 対象外
	契約保証に係る補正	補正無

## 設計内訳書

工事名	保全維持管理業務委託	当 初	事業区分	水道工事		主たる工種	開削工事及び小口径推進工事		摘要
			工事区分	上水道工事(1)			施工地域	市街地	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
上水道工事(1)			式	1					
工事費			式	1					
直接工事費			式	1					
労務費			式	1					内-1号
機械損料			式	1					内-2号
燃料費			式	1					内-3号
安全費			式	1					内-4号
直接工事費			式	1					
共通仮設			式	1					
共通仮設費（率計上）			式	1					
純工事費			式	1					
現場管理費			式	1					

## 設計內訣書

## 一式当たり内訳書

第1号内訳書	労務費					単価適用年月日 20260116	歩掛適用年月日 20260116	労務等調整 00.00%-00.00%-1.0000
名称	名称（規格／条件）	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土木一般世話役		人						R0125 管理費区分 無 割増率 0%
運転手（特殊）		人						R0114 管理費区分 無 割増率 0%
運転手（一般）		人						R0115 管理費区分 無 割増率 0%
普通作業員		人						R0102 管理費区分 無 割増率 0%
配管工		人						R0136 管理費区分 無 割増率 0%
合 計								

上段から 既契約数量／出来高数量／出来高累計／前回残工事／今回残工事

## 一式当たり内訳書

第2号内訳書	機械損料						単価適用年月日	20260116
							歩掛適用年月日	20260116
名称	名称(規格/条件)	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
小型バックホウ(クローラ) [標準]	排出ガス対策型(第2次基準) 山積0.13m <sup>3</sup> /平積0.10m <sup>3</sup>	日						WYB00001 管理費区分 無
ダンプトラック	2t積級	時間						WYB00003 管理費区分 無
ダンプトラック	同上	時間						WYB00005 管理費区分 無
トラック	1.5t積	時間						WYB00006 管理費区分 無
発動発電機	ディーゼルエンジン駆動 2.7/3kVA	日						WYB00007 管理費区分 無
コンクリートカッタ[手動式・湿式]	切削深10cm級 プレート径 φ30cm	日						WYB00008 管理費区分 無

上段から 既契約数量/出来高数量/出来高累計/前回残工事/今回残工事

## 一式当たり内訳書

第2号内訳書	機械損料						単価適用年月日 20260116	歩掛適用年月日 20260116	労務等調整 00.00%-00.00%-1.0000
名称	名称(規格/条件)	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
振動コンパクタ[前進型]	機械質量40~60kg	日						WYB00009 管理費区分 無	
タンバ及びランマ	質量60~80kg	日						WYB00010 管理費区分 無	
振動ローラハンドカライト式	0.5~0.6t	時間						WYB00012 管理費区分 無	
諸雑費(その他機械類)		式	1					WYB00011 管理費区分 無	
合 計									

上段から 既契約数量/出来高数量/出来高累計/前回残工事/今回残工事

## 一式当たり内訳書

第3号内訳書	燃料費					単価適用年月日	20260116	
						歩掛適用年月日	20260116	
						労務等調整	00.00%-00.00%-1.0000	
名称	名称（規格／条件）	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
軽油		L						Z006702002 管理費区分 無
軽油		L						Z006702002 管理費区分 無
軽油		L						Z006702002 管理費区分 無
ガソリン	レギュラー	L						Z006704001 管理費区分 無
ガソリン	同上	L						Z006704001 管理費区分 無
軽油		L						Z006702002 管理費区分 無

上段から 既契約数量／出来高数量／出来高累計／前回残工事／今回残工事

## 一式当たり内訳書

第3号内訳書	燃料費						単価適用年月日 20260116	歩掛適用年月日 20260116	労務等調整 00.00%-00.00%-1.0000
名称	名称(規格/条件)	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
軽油		L						Z006702002 管理費区分 無	
軽油		L						Z006702002 管理費区分 無	
ガソリン	レギュラー	L						Z006704001 管理費区分 無	
合 計									

上段から 既契約数量/出来高数量/出来高累計/前回残工事/今回残工事

## 一式当たり内訳書

第4号内訳書	安全費						単価適用年月日 20260116	歩掛適用年月日 20260116	労務等調整 00.00%-00.00%-1.0000
名称	名称（規格／条件）	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
交通誘導警備員A		人						R0803 管理費区分 無 割増率 0%	
合 計									

上段から 既契約数量／出来高数量／出来高累計／前回残工事／今回残工事

## 集計リスト（材料）

工事名	保全維持管理業務委託			当 初		工事区分	水道工事	
				集計区分			材料	
コード	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
Z006702002	軽油		L					
Z006704001	ガソリン	レギュラー	L					

## 集計リスト（その他）

コード	工事名	保全維持管理業務委託	規格	当 初		工事区分	水道工事	
				集計区分	その他	工事区分	水道工事	
名称	単位	数量	単価	金額	摘要			
小型バックホウ（クローラ）【標準】	排出ガス対策型（第2次基準）山積0.13m <sup>3</sup> /平積0.10m <sup>3</sup>	日						
ダンプトラック	2t積級	時間						
ダンプトラック	2t積級	時間						
トラック	1.5t積	時間						
発動発電機	ディーゼルエンジン駆動 2.7/3kVA	日						
コンクリートカッタ【手動式・湿式】	切削深10cm級 ブレード径 φ30cm	日						
振動コンパクタ【前進型】	機械質量40～60kg	日						
タソ®及びラシマ	質量60～80kg	日						
振動ローラハンドガード式	0.5～0.6t	時間						

## 集計リスト（その他）

工事名	保全維持管理業務委託	当 初	工事区分	水道工事			
			集計区分	その他			
コード	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	諸雑費（その他機械類）		式	1			

# 保全維持管理業務委託契約書（案）

和歌山市企業局 維持管理課

## 業務委託契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 甲は、保全維持管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

### （委託金）

第4条 委託金の額は月払いとし、日額 円（うち消費税及び地方消費税に相当する額 円を含む。）とする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）第5条第3号の規定により不納付とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

### （業務内容の変更等）

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、毎月、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した遅延賠償金の支払いを甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 第22条第1項に規定する和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守していないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(6) 第16条第1項の規定によらず、乙が契約の解除を申し出たとき。

2 前項第2号から第5号までの規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除されたときは、甲が乙に対し委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第9条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)

第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除を請求することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第9条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、第11条の規定による確認の日から2年間、乙に対して、契約の内容に適合しない委託業務の補修を請求することができる。

2 甲は、前項の補修に替え、損害賠償を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(ポリシーの遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、ポリシーに関し、次の各号のとおり遵守しなければならない。

- (1) 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、公文書（甲の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記載された情報を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(2) 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、情報を管理する情報システム（パソコンなどの電子計算機及び当該電子計算機の周辺機器）を取り扱う際には、情報の漏えい、滅失等、情報の安全性が侵害されないようにすること。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して情報資産（公文書に記載された情報又は情報を管理する情報システム）の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

（補則）

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地  
氏名 和歌山市  
和歌山市公営企業管理者  
瀬 崎 典 男

乙 住所  
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めるここと及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

## 質問・回答について

1 委託名称 保全維持管理業務委託

2 委託番号 5

3 担当課 維持管理課

### 4 質問及び回答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年2月20日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。